

### 協働事業提案制度

## 「こども読書活動に関わる人材育成」 読み聞かせの基本的技術を学ぶワークショップ

参加者募集

区では今年度、区と区民の協働により取り組む「協働事業提案採択事業」の「こども読書活動に関わる人材育成」を行います。

本事業は、こどもに初めて本の読み聞かせをする方や日ごろから読み聞かせをしている方、そしてこれからしたいと思っ

ている方を対象にしたワークショップです。簡単な発声から喜ばれる読み方までを身に付けることができる4回の講座を開催します。こども読書活動に関心を

## 「教育推進プラン・江東」

### 外部評価委員を募集

区の教育施策に区民視点による客観的意見を

区教育委員会では、平成23、32年度の10年にわたる教育振興基本計画として「教育推進プラン・江東」を策定しました。

このプランを着実に推進し、各教育施策を客観的に評価するため、学識経験者のほか公募区民等からなる委員会を設置し、教育推進プランの外部評価を行っています。

平成26年度においても、区の教育施策に対し、区民の立場からご意見をいただくため、新たに区民委員を募集します。今回の内容は、全事業の点検評価を行うとともに、「こうとう学びスタンダード」等の教育施策の推進を図るものです。

⑥保育希望の場合は、こどもの氏名・フリガナ・年齢を記入し、〒136-0076南砂6-7-52江東区図書館へ  
ワークショップについての問合せ先朗読の会マザー・グース <http://roundokung.blog.fc2.com/>  
e-mail: [rm@petergarden.com](mailto:rm@petergarden.com)  
江東区図書館 (3640)3151

平成25年度以前の住民税(特別区住民税・都民税)や軽自動車税の納め忘れはありませんか。未納のままにしておくと、延滞金が増えるばかりでなく、財産の差押処分を受けることにもなりますので、早急に納めてください。

## 住民税・軽自動車税の納め忘れはありませんか 滞納者には財産の差押処分も

平成25年度以前の住民税(特別区住民税・都民税)や軽自動車税の納め忘れはありませんか。未納のままにしておくと、延滞金が増えるばかりでなく、財産の差押処分を受けることにもなりますので、早急に納めてください。

災害や病気や負傷、事業に著しい損失を受けた等の理由により納付が難しい方はご相談ください。

「納付相談窓口」  
納税課(区役所5階7番)  
納税課徴収係  
(3647)4153

口座振替で納付が簡単に  
「口座振替受付サービス」は、

## 児童扶養手当等、特別障害者手当等の支給額変更 4月分

児童扶養手当等は8月、特別障害者手当等は5月定例払分から

4月分から、下表のとおり支給額が変更となります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当は8月定例払から、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当は5月定例払から変更後の金額を振り込みますので、ご確認ください。この変更は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」による特例水準の段階的な解消(平成26年度は▲0.7%)と平成25年の物価

上昇(対前年比0.4%)による改定をあわせて、手当額を0.3%引き下げることとした改正政令が平成26年4月に施行されたことに伴うものです。

改定による児童扶養手当および特別児童扶養手当等の手当額(月額)

	平成25年10月~平成26年3月	平成26年4月~
手当額改定率		▲0.3%
児童扶養手当	41,140~9,710円	41,020円~9,680円
特別児童扶養手当(1級)	50,050	49,900
特別児童扶養手当(2級)	33,330	33,230
特別障害者手当	26,080	26,000
障害児福祉手当	14,180	14,140
経過的福祉手当	14,180	14,140

※実際に引下げとなる額については、端数処理などの理由により、平成25年10月~平成26年3月の手当額の0.3%に相当する額と完全に一致するものではありません。

## 江東区立立小・中学校で学校公開

### 普段の授業風景等をどなたでも参観

江東区立立小・中学校では、開かれた学校づくりを一層推進するため、4月下旬から7月上旬にかけて、全校で学校公開を実施します。保護者や地域の皆さんに学校教育への関心を高めていただくため、ありのままの学校生活を公開しています。詳細は各学校にお問い合わせください。\*

公開期間中は、どなたでも参観できます。なお、参観の際は次の点にご注意ください。

○安全対策上、来校時には必ず受付を済ませてください。  
○参観者は、校内で目印になるものを付けていただきます。  
○当日の時間割等は、来校時に受付でご確認ください。  
○自動車での来校は、ご遠慮願います。

区内初  
砂町銀座商店街で暴力団等排除協議会を発足

砂町銀座商店街では、暴力団等による暴力的不法要求行為の被害防止と地域から暴力団を排除して明るい社会環境を作るため、今年2月12日に「砂町銀座商店街暴力団等排除協議会」を発足しました。

同協議会には、商店街にある153店舗が参加し、城東警察署および(公財)暴力団追放運動推進都民センター、江東区等関係機関と連携をとり、誰でも安心して利用できる健全な商店街を目指しています。



▲商店街一丸となって、安心して利用できる街をつくります